

平成 25 年 5 月 31 日
内閣府男女共同参画局

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（案）」に関する意見募集
結果の概要について

1 募集期間

平成 25 年 3 月 27 日～平成 25 年 4 月 19 日

2 募集方法

一般：内閣府男女共同参画局ホームページ等において公募

地方公共団体：都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当及び防災担当部局に照会

3 提出件数

一般：34 団体・個人から 83 件（団体：8 団体、個人：26 名（男性 7 名、女性 19 名））

地方公共団体：12 団体から 27 件（6 都道府県、2 政令指定都市、4 市区町村）

4 該当項目

取組指針（案）の該当項目	一般	地方公共 団体	計
はじめに	4	0	4
本指針の活用方法	1	0	1
第 1 基本的考え方	26	4	30
第 2－1 事前の備え・予防	10	10	20
第 2－2 発災直後の対応	2	1	3
第 2－3 避難所	15	8	23
第 2－4 応急仮設住宅	2	0	2
第 2－5 復旧・復興	10	3	13
第 2－6 広域的避難の支援	0	0	0
第 2－7 各段階における支援者への啓発と支援	1	0	1
第 2－8 男女別統計の整備	1	0	1
その他	11	1	12
計	83	27	110

5 取組指針（案）の修正

意見募集において寄せられた御意見・御提案のほか、平成 25 年 3 月 28 日に内閣府において開催した意見交換会での御意見等を踏まえ、取組指針（案）を修正。

6 主な意見

※以下に掲載している御意見は、当局にて整理又は要約したものです。

(1) 全体について

- ・ 第2回国連防災世界会議の兵庫行動枠組において、基本的理念と行動指針の中で「災害リスク軽減」(Disaster Risk Reduction)が示され、その後、国連機関、各国等がこの理念に基づいた災害対策を実施してきている。男女共同参画の視点からの防災・復興の取組もこうした国際的な合意に基づいていることを明確にすべき。
- ・ 防災・復興全体に男女共同参画の視点と女性の参画を入れることは重要であり、大変よい取組だと思うが、過去の計画や指針等では、地方公共団体の実践につながない。実現に向け、より具体的な行動をとるよう働きかけてほしい。
- ・ 防災・災害時対応に偏ってきた男女共同参画の取組が復興にも拡大され、高く評価できる一方、男女共同参画と言いながら、女性が中心で男性への視点はほとんど明記されていない。

(2) 基本的な考え方について

- ・ 「男女共同参画の視点」をより明確にするために、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念についての記述を追加すべき。
- ・ 「男女共同参画の視点」には、男女の対応の差異だけでなく、一人ひとりの多様性の尊重が重要という認識を含むことを明確にすべき。
- ・ 平常時において男女共同参画社会が実現していないことが、防災・復興にマイナスになることを強調すべき。
- ・ 女性が、防災・復興における「主体的な担い手」であり、政策や方針の決定、事業の実施等のあらゆる場面でその活躍を推進していくことが重要であることは大事な指摘である。ただし、女性の経済的、身体的な脆弱性、暴力の対象になりやすいという脆弱性については、十分に考慮する必要がある。
- ・ 防災対策に男女共同参画の視点が入っていなかったため、東日本大震災では、備蓄等で性別による歪みが発生し、女性の困難を引き起こした。「災害は人を平等に襲うのではない」ことは知られていない。
- ・ 男女の人権を尊重するのであれば、人前で着替えることにストレスを感じる男性への配慮も必要。男性のプライバシーについての配慮を明記すべき。
- ・ 男女共同参画センターは、災害時における自らの役割を明らかにさせた上で、その結果を地域防災計画に反映させるよう促すべき。また、男女共同参画センターの役割として、リーダー層への研修及び学習資料の提供、情報提供、女性人材の紹介、全国のセンターとのネットワーク等を追加すべき。役割を果たすには、人的、予算的措置が必要。

(3) 各段階において必要とされる課題について

(全般)

- ・ 災害時の女性が直面する健康・医療の問題について、「生活支援」に包含しているが、

独立した項目として扱うべき。

- ・ 女性に対する暴力が、暗がりや夜間に起こるということが前提になっている。女性や子どもに対する暴力等は、日中の生活空間でも起き、身近な人からの被害もあることを関係者は理解し、暴力を許さない雰囲気づくり、起きた場合の対応等を検討すべき。

(事前の備え・予防)

- ・ 意思決定の場における男女共同参画の推進を図るなら、防災担当部局の管理職への女性の登用の促進に取り組むべき。担当職員レベルでは男女共同参画の視点を反映させることは実際にはとても難しい。
- ・ 都道府県防災会議の委員については、そのほとんどがいわゆる「充て職」となっているため女性を任命できない、又は制約があり難しいことを明示すべき。

(避難所)

- ・ 男性の中には、人前での着替えに羞恥心を感じる者もいる。男女別の更衣室が必要。
- ・ 女性専用の物干し場ではなく男女別の物干し場、女性専用スペースのみではなく男女別の専用スペースを設けるべき。トイレの設置数の割合（男性1：女性3）も疑問。
- ・ 仮設トイレについて、ユニバーサルデザインのトイレが設置されることは重要度が高いので、導入に向けて積極的な検討が必要。
- ・ 東日本大震災では、性的マイノリティの人が避難所の入浴設備を利用することが困難で、個室の浴室が用意されるまでの1か月間、入浴できなかったという事例が報告されている。更衣室・入浴設備の利用に当たっては、性的マイノリティの人が排除されることのないよう、短時間でも一人で利用できる時間を確保するなど配慮してほしい。

(復旧・復興)

- ・ 「雇用」だけでなく「起業」の支援についても盛り込む必要がある。実際、被災地のコミュニティ・ビジネスの中には、女性が中心になっているところが少なくない。
- ・ 児童手当は、離婚又は離婚協議中で配偶者と別居し生計を一にしなくなった場合は、子どもと同居している親に支給されることになっているが、被災により離婚協議を開始できない場合もあることから、現に配偶者と別居し子どもと同居している親に手当を支給してほしい。

(4) その他

- ・ 指針を地方公共団体の施策に具体的にいかすには、防災担当部局への周知徹底がカギとなる。地方公共団体の防災担当部局の担当者への説明会を開催してほしい。
- ・ 本指針の内容は、男女共同参画担当だけでなく、多くの部局に関係していると思われる。周知に当たっては、関係省庁等に働きかけ、関係省庁から地方公共団体の各々の関連部局に下りてくるような形にしてほしい。